

中部電力株式会社の不正行為に係る対応状況

令和 8 年 9 月 17 日

原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、中部電力株式会社（以下「中部電力」という。）の不正行為（以下「本事案」という。）に対する原子炉等規制法に基づく報告徴収命令に係る報告書の一部を受理したため、その概要及び本事案の事実確認のため実施している原子力規制検査（以下「検査」という。）の今後の進め方等について報告するものである。

2. 経緯

令和 7 年度第 51 回原子力規制委員会（令和 8 年 1 月 14 日）¹において、本事案に対する詳細な事実関係等を把握するため、原子炉等規制法第 67 条第 1 項の規定に基づく報告徴収命令の発出を決定いただいた。

その後、令和 8 年 3 月 31 日に、報告徴収で求めていた事項のうち、「本事案の事実関係及び経緯」の一部に係る報告書²を受理した。

今回、令和 8 年 9 月 14 日に、報告徴収で求めていた残りの事項のうち、（１）から（４）について別紙のとおり報告を受けた。

3. 調査報告書（開示版）の内容

今回提出された報告書は、調査委員会³による調査結果が公表されたことを受け提出されたものであり、「調査の概要」、「中部電力の概要、組織、原子力事業等」、「再発防止策の提言」などが記載されているが、報告徴収で求めた事項として報告を受けた主な内容は以下のとおり。

（１）地震動の評価及び策定に関して認定した事実関係

- 統計的グリーン関数法による代表波の選定方法
- ハイブリッド合成法を行う際の接続周期の設定方法
- 応答スペクトルに適合する模擬地震動の作成・選定方法

（２）社内外からの指摘及びこれらに対する中部電力の対応に関する事実関係

- ライン外専門家からの指摘及びこれに対する中部電力の対応

¹ 令和 7 年度第 51 回原子力規制委員会（令和 8 年 1 月 14 日）議題 1 (<https://www.da.nra.go.jp/detail/NRA100015153>)

² 令和 8 年 3 月 31 日に中部電力から原子炉等規制法第 67 条第 1 項の規定に基づき報告を命じ中部電力(株)から提出された報告書 (<https://www.da.nra.go.jp/detail/NRA100017366>)

³ 中部電力が令和 8 年 1 月 5 日に自社のホームページにて本事案を公表した際に設置するとしていた「独立した外部専門家のみで構成される委員会（以下「第三者委員会」）」(https://www.chuden.co.jp/publicity/press/1217264_3273.html) また、中部電力は後に「調査委員会」に呼称を改めているが、令和 8 年 8 月 6 日に実施した面談 (<https://www.da.nra.go.jp/detail/NRA100019842>) において、「設置するとしている第三者委員会」と同一である旨説明があった。

- ヘルプライン通報への対応
- 本件規制庁照会⁴への対応
- 新規制基準適合性審査の状況に関する経営層の認識及び対応

(3) 原因分析

① 本事案に通底する原因

- 「独自の正当化理論」の存在
- 特異な考え方やそれぞれに基づく行為の根拠となった事象
- 中部電力における特異な考え方の広がり

② その他の個別の原因

- 高度の専門性に起因する統制機能の不全
- 新規制基準適合性審査の実態に対する経営層の理解の欠如
- 社内における牽制機能の脆弱性
- 不正行為をしても発覚しにくい制度的要因

4. 申請の取扱い

現在申請中の浜岡原子力発電所3号炉及び4号炉の新規制基準適合性に係る設置変更許可等の申請については、今回提出された報告書の提出後の面談において、9月14日に行われた臨時取締役会で取り下げることを決定した旨説明があった。

5. 今後の検査の対応

今回提出された報告書の内容を受けこれまでの検査では事実認定していなかった以下の内容について引き続き確認を進めることとする。

その後、検査結果を取りまとめ、SERP（重要度評価・規制措置会合）にて本事案に対する暫定的な評価結果をまとめた上で、委員会にて最終的な評価結果を決定いただきたい。

（今後検査で確認する主な事項）

- ハイブリッド合成法を行う際の接続周期の設定方法
- 応答スペクトルに適合する模擬地震動の作成・選定方法
- ヘルプライン通報への対応

【附属資料一覧】

参考1：検査に関するこれまでの経緯

参考2：中部電力に発出した報告徴収命令文

別紙：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項の規定に基づく報告徴収について（続報）（本原原発第23号）

⁴ 原子力施設安全情報申告制度に基づく情報提供を受け、原子力規制庁が実施した照会を指す。

(参考 1) 検査に関するこれまでの経緯

1 月 7 日(水)	令和 7 年度第 50 回原子力規制委員会で報告 ⁵
1 月 14 日(水)	令和 7 年度第 51 回原子力規制委員会で、報告徴収命令の発出の決定・今後の対応方針の了承
1 月 26 日(月)	中部電力本店での検査 (第 1 回)
2 月 10 日(火)	中部電力と面談 (報告徴収に関する事)
2 月 12 日(木)	中部電力本店での検査 (第 2 回)
2 月 13 日(金)	
2 月 25 日(水)	令和 7 年度第 61 回原子力規制委員会で検査状況を報告 (1 回目) ⁶
3 月 2 日(月)	中部電力本店での検査 (第 3 回)
3 月 3 日(火)	
3 月 18 日(水)	令和 7 年度第 66 回原子力規制委員会で検査状況を報告 (2 回目) ⁷
3 月 31 日(火)	報告徴収命令に対する報告書の一部を受理
4 月 9 日(木)	中部電力本店での検査 (第 4 回)
4 月 10 日(金)	
4 月 24 日(金)	中部電力本店での検査 (第 5 回)
5 月 11 日(月)	中部電力本店での検査 (第 6 回)
5 月 27 日(水)	令和 8 年度第 11 回原子力規制委員会で検査状況を報告 (3 回目) ⁸
6 月 17 日(水)	中部電力本店での検査 (第 7 回)
7 月 1 日(水)	令和 8 年度第 18 回原子力規制委員会で検査状況を報告 (4 回目) ⁹
7 月 9 日(木)	中部電力本店での検査 (第 8 回)
7 月 10 日(金)	
7 月 23 日(木)	中部電力本店での検査 (第 9 回)
7 月 24 日(金)	
8 月 6 日(木)	中部電力本店での検査 (第 10 回)
8 月 7 日(金)	
9 月 4 日(金)	中部電力本店での検査 (第 11 回)
9 月 10 日(木)	委託先への検査
9 月 11 日(金)	
9 月 14 日(月)	報告徴収命令に対する報告書の一部を受理

※ 本店検査の段取り等を調整するため、事前のオンライン打合せを実施している場合がある。

⁵ 令和 7 年度第 50 回原子力規制委員会 (令和 8 年 1 月 7 日) 議題 1 (<https://www.da.nra.go.jp/detail/NRA100015154>)

⁶ 令和 7 年度第 61 回原子力規制委員会 (令和 8 年 2 月 25 日) 議題 1 (<https://www.da.nra.go.jp/detail/NRA100016154>)

⁷ 令和 7 年度第 66 回原子力規制委員会 (令和 8 年 3 月 18 日) 議題 3 (<https://www.da.nra.go.jp/detail/NRA100016694>)

⁸ 令和 8 年度第 11 回原子力規制委員会 (令和 8 年 5 月 27 日) 議題 1 (<https://www.da.nra.go.jp/detail/NRA100018251>)

⁹ 令和 8 年度第 18 回原子力規制委員会 (令和 8 年 7 月 1 日) 議題 1 (<https://www.da.nra.go.jp/detail/NRA100018900>)

(参考2) 中部電力に発出した報告徴収命令文

原規規発第 2601141 号

令和 8 年 1 月 14 日

中部電力株式会社

代表取締役社長 林 欣吾 殿

原子力規制委員会

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 7 条第 1 項の規定に基づく報告の徴収について

原子力規制委員会は、貴社が令和 8 年 1 月 5 日に公表した「浜岡原子力発電所の新規規制基準適合性審査における基準地震動策定に係る不適切事案について」を受け、本事案について事実関係及び原因等の詳細な調査を行うため、貴社に対し、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 6 7 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項のうち、(1) については令和 8 年 3 月 31 日までに、(2) から (5) までについては、その内容が取りまとめ次第遅滞なく報告することを命ずる。

なお、この処分に対して不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条及び第 18 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日から起算して 1 年を経過した場合、正当な理由がない限り、審査請求はできない。）に原子力規制委員会に対して審査請求をすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 8 条及び第 14 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日から起算して 1 年を経過した場合、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えはできない。）に、国（訴訟において国を代表する者は法務大臣。以下同じ。）を被告として提起することができる。ただし、審査請求を行った場合には、処分の取消しの訴えは、上記にかかわらず、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内（この裁決を知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、裁決の日から起算して 1 年を経過した場合、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えはできない。）に、国を被告として提起することができる。

記

- (1) 本事案の事実関係及び経緯
- (2) 本事案の直接的原因及び根本的原因
- (3) 設置している第三者委員会による調査結果（事実関係及び原因の調査並びに再発防止策の検討を含む。）
- (4) 本事案の確認された設置変更許可申請に係る同様の事案の調査結果（同様の事案が確認された場合はそれらの事実関係、経緯、直接的原因及び根本的原因を含む。）
- (5) (2) から (4) までをもって特定した内容を踏まえた是正措置（組織的な改善に係る再発防止策を含む。）

以上